



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043

宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館3F

TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017

http://www.tochigi-sanpai.or.jp

第50回理事会が開催される

令和2年4月16日(木)午後2時から、宇都宮市内のとちぎ福祉プラザにおいて第50回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事20名が出席し、諸議題を審議しました。その概要をお知らせいたします。

主な議題は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 第9回定時社員総会の議案書
定時社員総会に上程予定の諸議案及び議案書等について、原案のとおり定時社員総会に付議することが決定しました。
2. 第9回定時社員総会の開催及び役割分担
新型コロナウイルス感染が広がり、令和2年4月7日、7都府県に緊急事態宣言が発出され、翌週16日に対象地域を全都道府県に拡大されたため、来賓の方は招待せず、表彰式、懇親会も中止。開催日時は、令和2年5月21日(木)11時～、場所は宇都宮東武ホテルグランデ さつきに変更。
3. 令和2年度産業廃棄物処理検定の開催
今年度も開催することが決定しました。

【報告事項】

- ① 栃木の森里川湖(もりさとかわうみ)清掃活動等ポータルサイト
概要及び3月31日現在の栃木県のホームページに掲載されている団体や民間等について報告しました。
- ② 会員の異動
入会、代表者変更等があった会員の説明を行い、4月13日現在の正会員は193社、賛助会員は24社、合計217社であることを報告しました。
- ③ 今後の日程について
今後の主な行事予定について報告しました。
- ④ 当協会青年部 活動報告
直近の活動状況及び今後の予定等について報告しました。

【その他】

- ① 役員の名簿
当協会役員の名簿を作成しました。
- ② 建設廃棄物処理・処分実態調査結果
昨年度実施した公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会 建設廃棄物対策委員会の建設廃棄物処理・処分実態調査結果について報告しました。

* 次回の理事会開催日について

日時：令和2年6月25日(木)

場所：とちぎ福祉プラザ

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。

協会会員の増強につきましても、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、令和2年5月10日現在、正会員193社・賛助会員24社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

— 補助金のお知らせ —

環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用して、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を行う取組に対して支援を行っています。施設の改修等にご活用ください。

【事業名】CO2削減ポテンシャル診断推進事業

【概要】1. 「診断事業」の公募について

CO2削減ポテンシャル診断を行うために必要な経費を補助金として交付

【公募期間】令和2年5月7日（木）～令和2年6月30日（火）17時必着

【URL】<http://lcep.jp/R2/potential/koubo.html>

【概要】2. 「導入事業」の公募について

環境省のCO2削減ポテンシャル診断を受診した事業所において、実施する対策のうち設備導入に要する費用の一部を支援

【公募期間】第1次公募 令和2年5月7日（木）～令和2年5月29日（金）17時必着

第2次公募 令和2年8月3日（月）～令和2年8月31日（月）17時必着

【URL】<http://lcep.jp/R2/setsubi/koubo.html>

【連絡先】（一社）低炭素エネルギー技術事業組合 受診窓口 TEL03-5937-0837

【事業名】省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業

【概要】省CO2型リサイクル高度化設備を導入することによって、使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び資源循環を同時に推進することを目的とし、省CO2型のリサイクル等高度化設備の導入費用について、1/2を上限に補助する。

①プラスチックリサイクル高度化設備緊急導入事業

②太陽光パネルリサイクル設備導入事業

③非鉄金属高度破碎・選別設備導入事業

④「低炭素型3R技術・システム実証事業」、「低炭素製品普及に向けた3R体制構築支援事業」または「省CO2型リサイクル等設備技術実証事業」において実証された設備についての導入事業

【URL】<https://www.jwrf.or.jp>

【公募期間】令和2年4月28日（火）～令和2年6月5日（金）17時必着

【連絡先】（公財）廃棄物・3R研究財団 TEL03-5638-7162

【事業名】先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業（ASSET事業）

【概要】高効率な低炭素機器（L2-Tech認証製品等）の導入により、CO2排出削減目標を掲げ、その目標達成を約し、本事業の参加者全体において排出枠の調整を行い、事業全体として確実な排出削減を目的とし、それら低炭素機器の導入を支援する。

【URL】<http://www.asset.go.jp/>

【公募期間】令和2年5月8日（金）～令和2年6月16日（火）12時必着

【動画配信】令和2年5月中下旬頃を予定

【連絡先】（一社）温室効果ガス審査協会 E-mail: asset@gaj.or.jp

【事業名】設備の高効率化改修支援事業

【概要】NoⅠ：設備の高効率化改修による省CO2促進事業

地方公共団体・民生部門で使用されている設備の部品・部材のうち、交換・追加により大幅なエネルギー効率の改善とCO2の削減に直結するものに対して、部品交換・追加等に必要な経費の一部を支援。

NoⅡ：熱利用設備の低炭素・脱炭素化による省CO2促進事業

熱利用の低炭素・脱炭素化に寄与する設備導入に必要な経費及びCO2削減効果分析に係る経費の一部を支援。

NoⅢ：温泉供給設備高効率化改修による省CO2促進事業

温泉供給事業者等において老朽化した配湯設備の更新にあたり、よりエネルギー効率とCO2削減の実現が見込まれる高断熱配管等の導入に必要な経費の一部を支援。

NoⅣ：PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

使用中のPCB使用照明器具をLED器具に交換することにより生じるPCB廃棄物の早期処理が確実な場合に限り、照明器具のPCB使用の有無に係る調査費、LED照明器具の導入及び設置に係る費用の一部を支援。

【URL】<http://tochikankyuu.com/hojo/announce.html>

【公募期間】NoⅠ：設備の高効率化改修による省CO2促進事業

NoⅡ：熱利用設備の低炭素・脱炭素化による省CO2促進事業

NoⅢ：温泉供給設備高効率化改修による省CO2促進事業

令和2年5月7日（木）～同年6月10日（水）15時必着

NoⅣ：PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業（※都度採択）

令和2年5月7日（木）～令和3年1月29日（金）15時必着

※上記期間が満了する前に予算額に達した場合は、その時点で受付を終了。

【連絡先】（一財）栃木県環境技術協会 TEL028-671-1781

廃棄物処理施設技術管理者講習について

一般財団法人日本環境衛生センターが実施している「廃棄物処理施設技術管理者講習」の2020年度受講申込書が当協会にございますので、ご希望の方はご連絡ください。
TEL028-612-8016

【基礎・管理課程】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第17条第1項第4号に対応した講習です。技術管理者を設置される施設または事業場の種類に応じてコースを選択していただきます。

＜受講コース＞

ごみ処理施設コース、し尿・汚泥再生処理施設コース、産業廃棄物中間処理施設コース、産業廃棄物焼却施設コース、最終処分場コース、破碎・リサイクル施設コース、有機性廃棄物資源化施設コース

【管理課程】

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「衛環第96号」に対応する講習です。

＜受講コース＞

ごみ処理施設コース、し尿・汚泥再生処理施設コース、破碎・リサイクル施設コース、有機性廃棄物資源化施設コース、産業廃棄物中間処理施設コース、産業廃棄物焼却施設コース、最終処分場コース

— 申込書の受付・お問い合わせ —

一般財団法人日本環境衛生センター

【講習会開催地】北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府

東日本支局 研修事業課 TEL044-288-4919

【講習会開催地】広島県、福岡県 西日本支局 企画・研修課 TEL092-593-8226

こんな時どうする？グリストラップの汚泥は誰の廃棄物？
鉄くずの値段が下がり廃棄物になったが？

今月号も、協会への相談事例を紹介します。今回も、実際にやり取りをした形式でご案内します。

(グリストラップの汚泥は誰の廃棄物になるのか？)

Q：当社は飲食店の厨房にあるグリストラップの清掃をやっている。グリストラップの汚泥は清掃して発生したのだから、汚泥は自社物として運搬し処分してよいのか。

A：結論的には、グリストラップの汚泥は設置者の廃棄物となり、運ぶ場合は自社物としてではなく、産業廃棄物収集運搬の許可が必要になります。グリストラップの汚泥は、設置者が厨房を使用することにより発生させたものであり、溜まっていた汚泥を貴社が清掃により収集、まとめたものであります。清掃をすることにより発生したものではなく清掃する前から発生していたものになります。従いまして、清掃をすることにより発生したものという整理にはなりません。

(鉄くずの価格が下がり、廃棄物になってしまったら許可は必要か？)

Q：鉄の取引価格が下がり、売っていたものが売れなくなってしまいそうです。売れない、処分料を支払うことになったら、廃棄物処理法の許可は必要になるのか。契約書には許可証の写しの添付が義務付けられているがどうすればいいのか。マニフェストは必要になるのか。

A：もっぱら物はそもそも廃棄物であることを前提にしており、売れる売れないで整理されているものではありません。従いまして、売れなくなっても許可は不要です。また、契約書を作成する場合に義務付けされている許可証の写しは不要になります。最後に、廃棄物として他人に処理を委託するわけですから、マニフェストは必要になります。きちんと再利用されていることを確認することも大切になりますので、御留意ください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を今年度から実施しております。詳細につきましては、当協会までご連絡ください。TEL028-612-8016

<主な事業>

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

<その他>

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円（産業資源循環協会の会員・賛助会員は5万円）。
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

【新型コロナウイルス感染防止対策の相談窓口を設置】

下記の通り、栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長から相談窓口設置以来がありましたので、公益社団法人栃木県産業資源循環協会事務局に相談窓口を設置しました。新型コロナウイルス感染症で、お困りごとがありましたらご連絡ください。

○相談窓口 電話番号 028-612-8016 FAX 028-612-8017

記

事務連絡

令和2（2020）年5月12日

各 団 体 の 長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

各業界団体における新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の相談窓口
の設置について（依頼）

日頃から本県の保健・医療・福祉行政に御協力を賜り感謝申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

本県の緊急事態措置については、先般、5月11日から5月31日までの栃木県緊急事態措置を決定しましたが、この中で、施設の休業要請の適用除外の条件として、施設に応じた感染防止対策の徹底を求めているところです。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による5月4日の提言では、「社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、創意工夫しながら実践していただくことが強く求められる。」とされています。

つきましては、貴団体におかれまして、業種や施設の種別ごとのガイドラインの作成等に取り組んでいただくとともに、非会員企業も含め関係企業からの相談に対応するなど、自主的な感染防止の取組を進めていただきたく、お願い申し上げます。

なお、貴団体において、施設に応じた感染防止対策の相談窓口を設置された際には、県のホームページで周知しますので、その旨下記まで御連絡くださるようお願いいたします。

栃木県新型コロナウイルス感染症
対策本部事務局
社会対策グループ
028-623-2826

【行政情報】 栃木県環境森林部廃棄物対策課からのお知らせ

令和元年東日本台風に係る栃木県災害廃棄物処理方針の改定について

令和元年東日本台風に係る栃木県災害廃棄物処理方針

令和元(2019)年11月20日 策定

令和2(2020)年4月22日 改定

栃木県環境森林部廃棄物対策課

令和元年東日本台風の被害に伴い、栃木県内で多様かつ大量の災害廃棄物が発生していることから、早期の復旧・復興の実現に向け、県内の災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう必要な事項を定める。

1 基本方針

1 処理対象

令和元年東日本台風により発生した災害廃棄物

2 処理主体

市町（廃棄物処理法第4条第1項）

【県の役割】

廃棄物処理法第4条第2項及び第4条の2の規定に基づき、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担し、市町と連携・協力する。

- ・ 県内市町等、他都道府県、国、民間事業者団体等と連携した支援・協力の調整
- ・ 市町への技術的支援
- ・ 県内における災害廃棄物処理の進捗管理
- ・ 情報の収集・提供 等

3 災害廃棄物の発生推計量（令和2(2020)年3月末時点）

約7.2万トン（片付けごみ等 約5.6万トン、公費解体廃棄物 約1.6万トン）

4 処理期間

令和2(2020)年10月（発災後1年）まで

ただし、公費解体廃棄物については、令和3(2021)年3月末までの処理完了を目指す。

5 処理方法

- 住民の生活環境保全及び公衆衛生上の支障防止の観点から、県内市町及び一部事務組合、国、民間事業者団体等並びに県が連携し、適正かつ迅速な処理を実行する。
- 分別を徹底し、可能な限り再資源化や減量化を行い、最終処分量を低減する。
なお、損壊家屋等の解体・撤去を行う場合は、現場における分別解体を基本とする。
- 県内での処理を基本とし、既存の県内廃棄物処理施設において処理が困難な場合には、県外広域処理等を検討する。

6 財源

環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用する。

II 実施方針

1 災害廃棄物の発生推計量

(1) 市町別の発生推計量

栃木県における災害廃棄物の市町別発生推計量は、表1のとおりであり、県内の合計は約7.2万トンと推計した。

表1 災害廃棄物の市町別発生推計量（令和2（2020）年3月末時点）【単位：トン】

市町	発生推計量	処理済量	処理進捗率	【参考】
				H30(2018)年度 ごみ総排出量
宇都宮市	4,140 (4,140)	2,361 (710)	57.0% (17.1%)	178,507
足利市	7,584 (7,500)	2,349 (817)	31.0% (10.9%)	58,654
栃木市	38,287 (21,500)	15,489 (4,073)	40.5% (18.9%)	54,552
佐野市	11,987 (48,526)	6,718 (1,457)	56.0% (3.0%)	38,968
鹿沼市	3,509 (10,503)	3,509 (1,800)	100.0% (17.1%)	30,971
日光市	36 (41)	36 (18)	100.0% (43.9%)	34,601
小山市	665 (630)	665 (515)	100.0% (81.7%)	56,263
真岡市	42 (40)	42 (0)	100.0% (0.0%)	22,086
大田原市	49 (50)	49 (47)	100.0% (94.0%)	23,775
矢板市	40 (40)	40 (0)	100.0% (0.0%)	10,106
那須塩原市	- (-)	- (-)	- (-)	42,798
さくら市	284 (1,000)	192 (0)	67.5% (0.0%)	14,741
那須烏山市	2,830 (5,369)	1,093 (19)	38.6% (0.3%)	8,947
下野市	1,985 (2,060)	1,985 (312)	100.0% (15.1%)	16,402
上三川町	170 (161)	170 (1)	100.0% (0.6%)	10,409
益子町	- (-)	- (-)	- (-)	5,645
茂木町	597 (800)	531 (51)	88.9% (6.4%)	3,103
市貝町	17 (-)	17 (-)	100.0% (-)	2,432
芳賀町	- (-)	- (-)	- (-)	3,662
壬生町	89 (80)	89 (0)	100.0% (0.0%)	13,520
野木町	- (-)	- (-)	- (-)	8,069
塩谷町	24 (18)	24 (2)	100.0% (10.6%)	2,665
高根沢町	- (-)	- (-)	- (-)	7,258
那須町	82 (303)	82 (0)	100.0% (0.0%)	10,640
那珂川町	185 (2)	3 (2)	1.4% (69.3%)	4,987
計	72,603 (102,764)	35,445 (9,823)	48.8% (9.6%)	663,761

※ 上表中の「発生推計量」は現時点での推計値であり、今後変動する可能性がある。

※ 推計方法は、市町によって異なる。端数処理によって合計値が合わない場合がある。

※ () 内は、当初の値を記載

(2) 種類別の発生推計量

災害廃棄物の発生推計量について、廃棄物の種類別の内訳は表2、片付けごみ等・公費解体廃棄物別の内訳は表3のとおり。

表2 種類別の発生推計量（令和2(2020)年3月末時点）

種類	発生推計量 (トン)	説明
可燃物	23,266	繊維類、紙、木、プラスチック等が混在した廃棄物
廃畳	2,397	畳
不燃物	1,355	がれき類、ガラス、陶磁器、レンガ等
コンクリートがら	12,470	コンクリート片、ブロック、アスファルトくず等
木くず	7,983	柱、梁、壁材、流木等
金属くず	2,540	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
廃家電	799	テレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
土砂混じりがれき	12,427	土砂が混在したのがれき類等
その他処理困難物	1,364	消火器やボンベ類等の危険物、スプリング入りマットレス、石膏ボード、タイヤ等の市町の処理施設では処理が困難なもの
混合廃棄物	8,003	可燃物、不燃物、木質廃材、コンクリート塊、金属類等、様々な種類の災害廃棄物が混在したもの
計	72,603	

表3 片付けごみ等・公費解体廃棄物別の発生推計量（令和2(2020)年3月末時点）

種類	発生推計量 (トン)	説明
片付けごみ等	56,144	災害で発生した廃棄物（家具、家電、稲わら等）
公費解体廃棄物	16,460	市町が行う損壊家屋等の解体に伴い発生する廃棄物
計	72,603	

2 処理の基本的事項

(1) 役割分担

災害廃棄物の処理における市町と県の役割は、表4のとおりとする。

表4 市町と県の役割

市町	栃木県
<p>災害廃棄物の処理主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害の把握、情報の収集 ○関係機関への協力・支援要請 ○災害廃棄物の処理 ○仮置場の設置・運営 ○住民への広報・啓発 ○災害報告書の作成・国庫補助金の申請 ○損壊家屋等の解体・撤去 	<p>市町の支援、関係機関との連絡・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集・提供 ○県内市町等、他都道府県、国、民間事業者団体等と連携した支援・協力の調整 ○市町への技術的支援 ○県内における災害廃棄物処理の進捗管理 ○災害報告書作成に係る市町への支援 等

(2) 処理方法

① 処理フロー

栃木県内で発生した災害廃棄物の処理における基本的なフローは次のとおり。

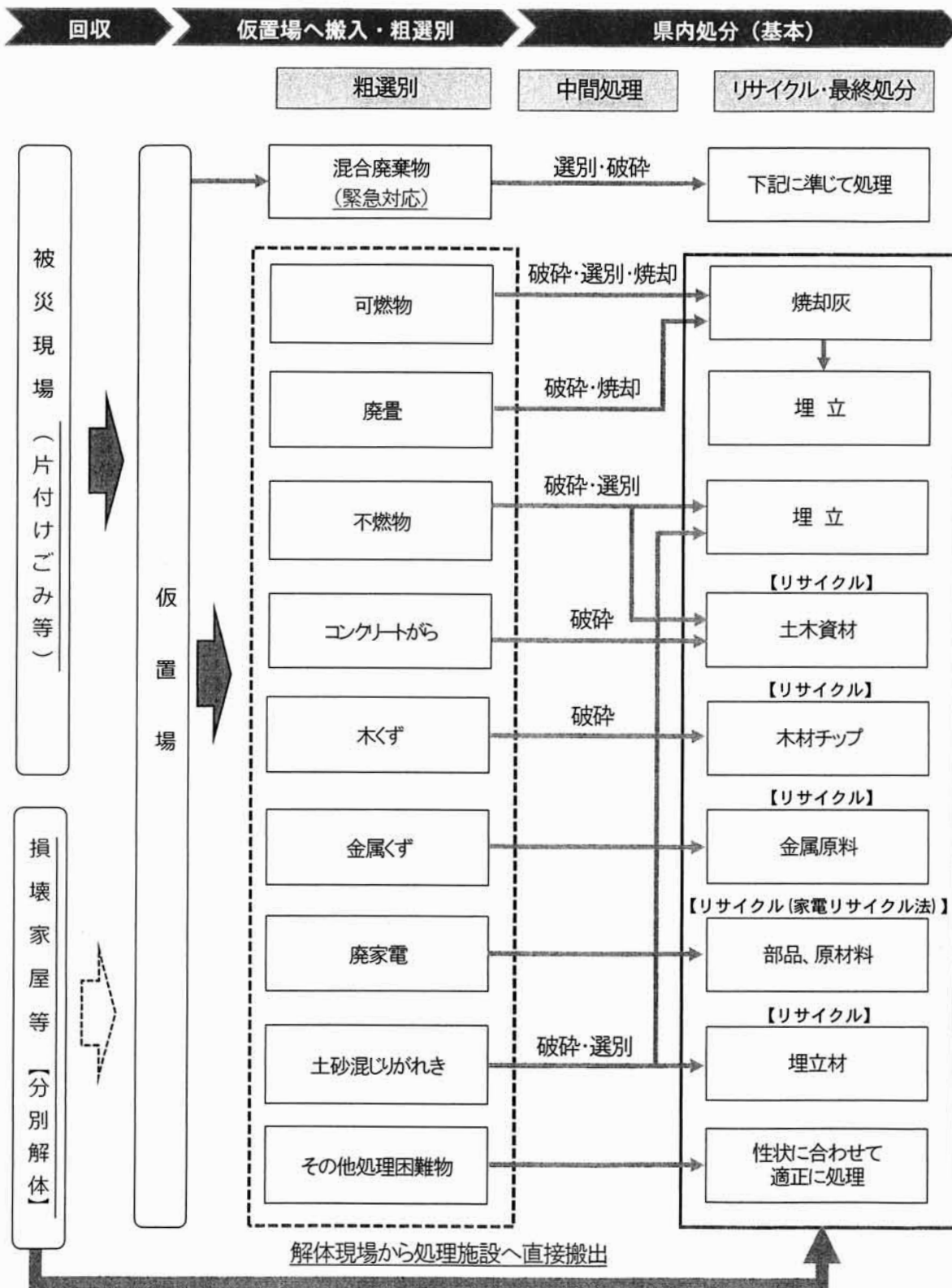


図1 処理フロー

② 仮置場の設置・管理等

ア 市町ごとの設置状況

県内13市町に36箇所の仮置場を設置し、現時点（令和2（2020）年3月末）で10箇所の仮置場で災害廃棄物を搬入又は搬出している。

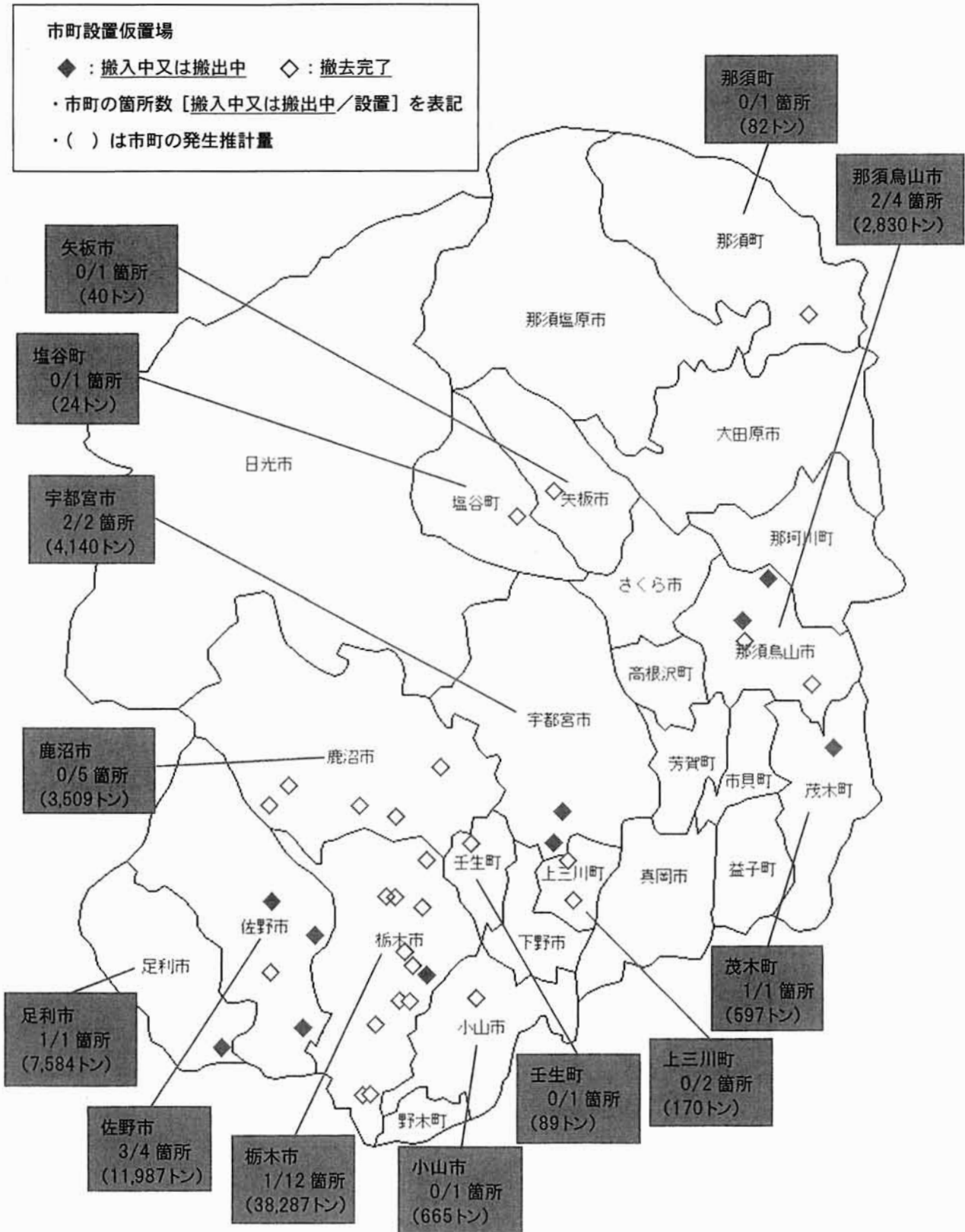


図2 市町ごとの仮置場の設置状況（令和2（2020）年3月末時点）

イ 管理

- ・ 仮置場の設置者は、場内での火災、災害廃棄物の飛散、土壌汚染、不法投棄等を防止する対策を講じるとともに、作業員の安全対策を徹底する。

ウ 災害廃棄物の選別・搬出、仮置場の撤去

- ・ 仮置場に搬入された災害廃棄物について、粗選別を行った上で、廃棄物処理施設を活用し処理を行う。
- ・ 仮置場からの搬出完了後は、順次仮置場の撤去を行う。特に、身近な仮置場*については、生活環境への影響を考慮し、令和元(2019)年12月末までに災害廃棄物を搬出し、撤去を行う。

* 身近な仮置場 … 学校・病院・水源など周辺に人が集まる施設に近い仮置場
住宅が密集した地域の仮置場 等 (環境省通知)

③ 損壊家屋等の解体・撤去

- 損壊家屋等の解体・撤去を行う場合は、現場において、可燃性廃棄物、不燃性廃棄物、木くず等に分別しながら解体することを基本とし、再資源化を図る。
- 解体に伴い発生した廃棄物は、直接、処理施設へ搬入する。ただし、発生量が多く、処理施設で一度に処理しきれない場合、又は、発生量が少量で、効率よく処理施設へ搬入するため一時保管が必要な場合は、仮置場を活用する。

④ 処理方法

- 処理に当たっては、適正かつ迅速に処理することを原則に、平時と同様に再使用・再生利用・熱回収・適正処分という順位により処理を行う。
- 環境負荷の大きい焼却処分(単純焼却)量及び最終処分量を可能な限り低減する。

ア 県内処理と広域処理

- ・ 県内市町等及び民間事業者団体等と連携し、県内廃棄物処理施設を最大限活用することを基本とする。
- ・ 災害廃棄物発生量、県内廃棄物処理施設における処理可能量、迅速な処理等の観点から県外広域処理の必要性について検討を行い、県内の廃棄物処理施設のみでは処理が困難と判断された場合には、県外の処理施設も活用した広域処理を実施する。

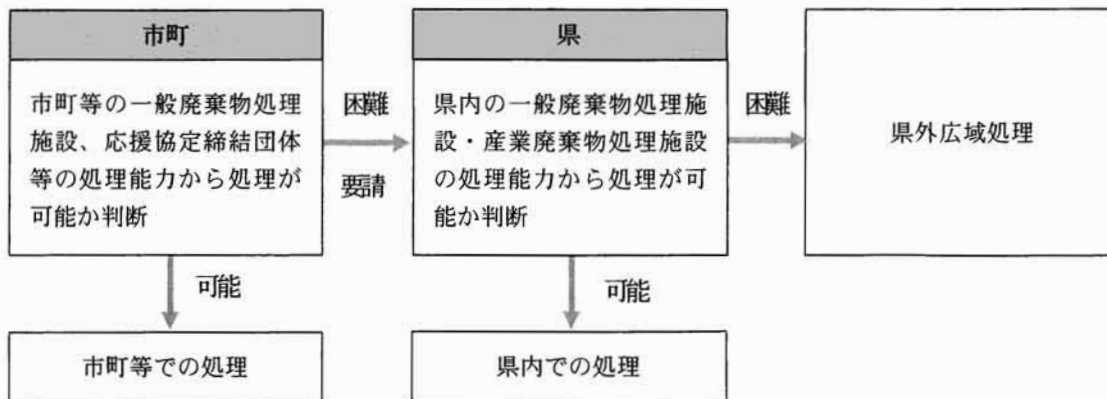


図3 県内処理と広域処理の判断フロー

イ 焼却処理及び最終処分

- ・ 災害廃棄物の処理においては、再使用及び再生利用を優先するが、それらが困難な廃棄物は、焼却処理により減量化、安定化、無害化を進める。その際は、可能な限り熱回収を図る。
- ・ 再使用、再利用及び焼却処理が困難な廃棄物並びに焼却残さ（焼却灰、ばいじん）は埋立処分を行うものとする。

3 処理スケジュール

基本方針に従い、令和2年(2020)年10月(公費解体廃棄物については、令和3(2021)年3月末)までの災害廃棄物の処理完了を目指す。



図4 処理スケジュール

4 進捗管理

災害廃棄物の処理の進捗管理のため、被災市町について、定期的に災害廃棄物の処理状況及び仮置場の設置状況等を把握する。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いいたします

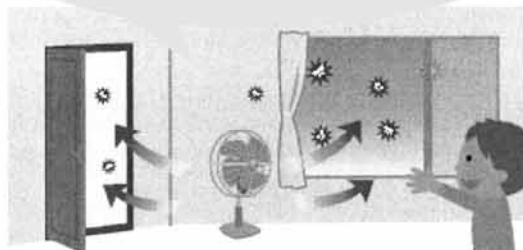
「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と
十分な距離を取る!



窓やドアを開け
こまめに換気を!



屋外でも密集するような
運動は避けましょう!
少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫

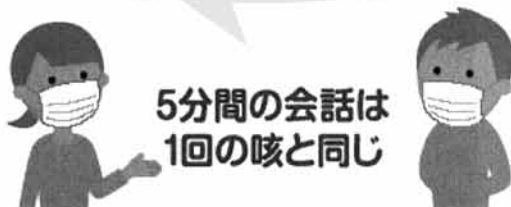


飲食店でも距離を取りましょう!

- ・多人数での会食は避ける
- ・隣と一つ飛ばしに座る
- ・互い違いに座る



会話をするときは
マスクをつけましょう!



電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう!



厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ

収集運搬作業における新型コロナウイルス対策

ごみの収集運搬作業においては、作業前・作業中・休憩中・作業後に分けて次の対策を実施しましょう。

POINT 01.

—— “作業前” に心がける4つのこと ——

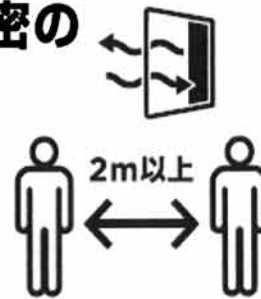
その1 健康管理・ 体調把握の実施

十分な睡眠をとる等の
健康管理や定期的な
体温測定による
体調把握を実施してください。



その2 3つの密の 回避

着替え時等は、他の人と
十分な距離をとりましょう。
また、こまめに更衣室の窓や
ドアを開け換気しましょう。



その3 手袋、ゴーグル、 マスク等の防護具の 適切な着用

作業時のウイルス付着を
防ぐために、手袋、
ゴーグル、マスク等を
着用しましょう。



その4 肌の露出の少ない 作業着（長袖・長ズボン） の着用

作業着は、露出した肌への
ウイルス付着を避けるために、
長袖・長ズボンの着用を
心がけましょう。



POINT 02.

—— “作業中” に心がける4つのこと ——

その1 素手で触らない

素手でごみに触れないようにしましょう。
手袋の脱着時に素手で
手袋の外面や顔に
触れないよう注意しましょう。



その2 こまめに消毒

作業の合間に、機会を見つけて
アルコール消毒液等による
消毒を心がけましょう。



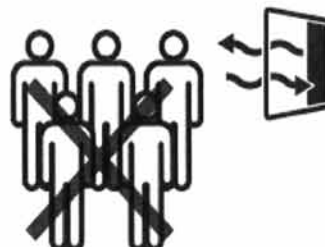
**その3 車の換気
(窓開け)**

作業車の窓は開放し、常に換気されている状態を保ちましょう。(複数人乗る場合には必ずマスクを着用)



**その4 休憩の際の
3つの密の回避**

休憩時は、屋内・車内の場合は窓を開け、他の人と十分な距離をとり、近距離での会話等は控えましょう。



POINT 03.

—— “作業後” に心がける3つのこと ——

その1 消毒・洗浄の徹底

帰着後は以下を重点的に消毒しましょう!

● 車両の
消毒・洗浄



消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウムで消毒と洗浄。(0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%の濃度のアルコールを用いた消毒)

● 運転席の
消毒

ハンドル、シート、ドアノブなどを重点的に消毒。



● スマホ、タブレット
等の消毒

持ち歩いたスマホやタブレットは消毒。



● 手袋、ゴーグル
の消毒・洗浄

使用した手袋・ゴーグルをしっかりと消毒・洗浄。



**その2 手洗いの
徹底**

帰着直後と「その1」の消毒作業後は手洗いと、必要に応じて洗顔を行いましょ。



**その3 着替え時等の
注意**

作業着を脱いだり防護具を外すときは、外面に触れないよう裏返ししながら、脱いだ作業着は洗濯しましょう。着替え・シャワー等の際には、他の人と十分な距離をとるなどしましょう。



令和2年度全国安全週間の実施

産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主唱しております。

本年も「令和2年度全国安全週間実施要領」に基づき、7月1日から7月7日までを安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、

エイジフレンドリー職場へ！

みんなで改善 リスクの低減

をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動をおこなうこととなりました。

○主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

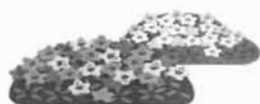
－青年部に入会しませんか－

青年部は、公益社団法人栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会 青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。5月10日現在、23名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても飛躍的な発展の一助となると考えております。

是非、御入会頂きますようお願いいたします。お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。

TEL028-612-8016

事務局だより



☆4月14日（火）

令和元年度協会事業執行状況及び会計監査が、栃木県立美術館普及分館において行われ、茂垣・手塚両監事から監査を受けました。

☆4月21日（木）

令和元年度産業廃棄物適正処理推進事業費補助金について、栃木県立美術館普及分館において栃木県の担当所管から監査を受けました。

【協会の皆様へ】

許可証の変更等について

当協会では、協会の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。

この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。

最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡（TEL028-612-8016）ください。

*事務局宛てにご連絡いただきたい事項

- 氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL又はFAX番号の変更も含む）
- 廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

編集後記

ゴールデンウィークをこんなに長く感じたのは初めてでした。緊急事態宣言が全国に拡大されて迎えた連休でしたが、県の施設や公園は閉鎖され、スーパーはマスクをした人でいっぱいでした。相変わらず、ドラッグストアではマスクが品切れ状態で、入荷の予定を聞いても分からないとの返事です。

日本は欧米に比べて感染者数、死者数ともに少なく、連休後の感染者数も二けたを維持しています。13の特定警戒都道府県以外の34県については、緊急事態宣言解除の動きのあるようで、14日をめどに検討に入ったようです。

先日、栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長から、相談窓口設置依頼があり相談窓口を設置しました。お困りごとがありましたらお寄せください。現状をしっかり県につなぎ、皆様の事業継続のお役に立ちたいと思います。

再生紙を使用しています